

議長	局長	次長	係長	係員
				

様式第4号（その1）（第6条関係）

令和7年4月28日

北茨城市議会議長 様

15 番議員

氏名 鈴木 康子

令和6年度 政務活動費収支報告について

北茨城市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条の規定により、別紙のとおり
令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。



様式第4号（その2）（第6条関係）

令和6年度政務活動費収支報告書

15番議員 鈴木 康子

1 収入

政務活動費 ¥120,000 円

2 支出

（単位：円）

科 目	金 額	備 考
研究研修費	¥28,920-	・茨城県自治体問題研究所会費 ¥13,920- A ・第68回市町村議会議員研修会受講料¥15,000-
政務活動旅費		B
資料作成費		C
資料購入費	¥16,800-	・「全国農業新聞(週刊)」購読料 ¥8,400- D ・「全国商工新聞(週刊)」購読料 ¥8,400-
広報費		E
広聴費		F
人件費		G
事務所費		H
合 計	¥45,720-	

3 残額 ¥74,280-円

（注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

別紙様式 1

【政務活動費支出書】

政 務 活 動 費 支 出 書

支出科目	☒ 研究研修費 ☐ 資料購入費 ☐ 人件費	☐ 政務活動旅費 ☐ 広報費 ☐ 事務所費	☐ 資料作成費 ☐ 広聴費	支出 番号	A
支出日	令和 7 年 3 月 10 日	支出金額	¥13,920 円		
支出先	茨城県自治体問題研究所				
支出内容	会費(2024年度・1年分)				
〈領収書等添付欄〉※案内状・パンフレット等支出に伴う書類も添付すること。 ・領収書を添付。 ・規約の写し。					

☐裏面添付 有

領 収 証

日本共産党 鈴木康子様

No. _____

★ 13,920 円也 2024年4月から2025年3月まで
 ④ 1160 × 12ヶ月 = 13,920 円

但 茨城県自治体問題研究所会費として

2025 年 3 月 10 日 上記正に領収いたしました

内訳

税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜税込)
%	消費税額等

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

〒310-0912 水戸市見川5丁目127-281

茨城県自治体問題研

TEL・FAX029(252)5440 理事長 田中真



茨城県自治体問題研究所規約

第1章 総 則

第1条 この研究所は、茨城県自治体問題研究所という。

第2条 この研究所の事務所は、水戸市内におく。

第3条 この研究所は、民主的地方自治の確立に寄与するために主として茨城県の自治体問題、地域問題に関する調査、研究、学習、交流活動を行うことを目的とする。

第4条 この研究所は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 自治体問題、地域問題に関する調査と研究及び県内、県外の資料の収集。
- (2) 自治体問題、地域問題に関する関心と理解を深め、民主的運動を高めるための啓蒙と宣伝、各地の研究所、支所及び自治体問題研究会、「住民と自治」読者会への援助。
- (3) 自治体問題研究所の行う諸行事への参加とその全国的な発展のために必要とされる援助と協力の活動。
- (4) その他設立の趣旨、目的にもとづく必要となる事業。

第2章 会 員

第5条 この研究所の会員は、第3条の目的に賛同する個人、団体をもって組織し、次の区分とする。

- (1) 普通会员 (2) 研究者会員 (3) 団体会員 (4) 賛助会員

第6条 会員は、研究所の活動に参加し、会費を納入する。

第7条 会員は、同時に自治体問題研究所の会員となり、毎月「住民と自治」誌の配布を受ける。

第3章 機 関

第8条 この研究所に次の機関をおく。

- (1) 総会 (2) 理事会

第9条 総会はこの研究所の最高機関で、普通会员、研究者会員、団体会員及び賛助会員をもって構成する。

第10条 総会は、毎年1回理事長が招集する。ただし、理事長がとくに必要と認めた場合は、臨時総会を開くことができる。

第11条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 年間の事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 規約の改廃
- (4) 役員の選出
- (5) その他必要と認める事項

第12条 理事会は理事長、副理事長、理事及び事務局長並びに事務局次長をもって構成し、理事長が随時召集する。

第13条 理事会は、総会の決定にもとづいて研究所の業務を執行する。

第14条 会議は、すべて構成員の過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数によって決める。

第15条 業務の執行を円滑にするため、理事会の議を経て常任理事会をおくことができる。

第4章 役員

第16条 この研究所に次の役員をおく。

- (1) 理事長 (2) 副理事長 若干名 (3) 理事 若干名 (4) 事務局長 1名
(5) 事務局次長 1名 (6) 監事 2名

第17条 理事長は、この研究所を代表し、業務を執行する。

第18条 副理事長は、会長事故あるときにこれを補佐する。

第19条 理事は、普通会员、研究者会員、団体会員、賛助会員の中からそれぞれ選出する。

2 理事は理事会に出席し、業務執行の任にあたる。

第20条 事務局長は、職員を掌握し、この研究所の日常の業務執行にあたる。

2 事務局次長は、事務局長を補佐する。

第21条 監事は、この研究所の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第22条 役員の任期は、1ヵ年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 支所

第23条 この研究所は、県内各地に支所をおくことができる。

第24条 支所は代表者、所在地、一定の事業計画と会員数を必要とし、理事会の承認を経て発足する。

第25条 支所は、その地域の独自の課題についての調査研究、啓蒙の諸事業を行うとともに、この研究所の全体的な事業を積極的に推進し、その責を負う。

第6章 事務局

第26条 この研究所は、日常業務を処理するため事務局をおく。

第7章 顧問

第27条 この研究所は、若干名の顧問をおくことができる。

第28条 顧問は、総会の議を経て委嘱する。

第8章 会計

第29条 この研究所の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもってあてる。

第30条 会費は、次の区分による。

- (1) 普通会员 月額 1160円
(2) 研究者会員 月額 1160円
(3) 団体会員 一口月額 1200円
(4) 賛助会員 月額 1250円

第31条 会計年度は、7月1日から翌年6月末日までとする。

付 則

1 この規約は、1975年5月24日から施行する。

第1回改正：1976年7月31日 第2回改正：1978年7月 8日

第3回改正：1980年7月13日 第4回改正：1991年7月20日

第5回改正：1997年7月12日 第6回改正：2015年7月18日

第7回改正：2020年7月19日 第8回改正：2023年7月 9日

別紙様式 1

【政務活動費支出書】

政 務 活 動 費 支 出 書

支出科目	☐ 研究研修費 ☐ 政務活動旅費 ☐ 資料作成費 ☒ 資料購入費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費		支出 番号	D
支出日	① 令和7年3月25日、 ② 令和6年9月30日、7年3月31日	支出金額	¥16,800 円	
支出先	① 日立民主商工会 ② 全国農業会議所			
支出内容	① 「全国商工新聞(週刊)」購読料 ¥8,400- ② 「全国農業新聞(週刊)」購読料 ¥8,400-			
〈領収書等添付欄〉※案内状・パンフレット等支出に伴う書類も添付すること。 ① 領収書、添付。表題がわかる紙面の一部の写し。 ② 口座引き落としで、通帳のコピーを添付。表題がわかる紙面の一部の写し。				

☐裏面添付 有

別紙様式3

【詩誌購入台帳】

[illegible]

★ 収支報告書の補足説明

○ 資料購入費のうち、定期刊行物の機関紙・誌の購入について

・「全国商工新聞(週刊)」について

全国商工団体連合会(全商連)発行、全国 20 万人の中小業者の読者数をもつ。仕事確保、地域経済の振興の取り組みを始め、中小業者の切実な要求実現のための活動の経験などを取材、紹介している、週一回の定期刊行物。資料として購読。

・「全国農業新聞(週刊)」について

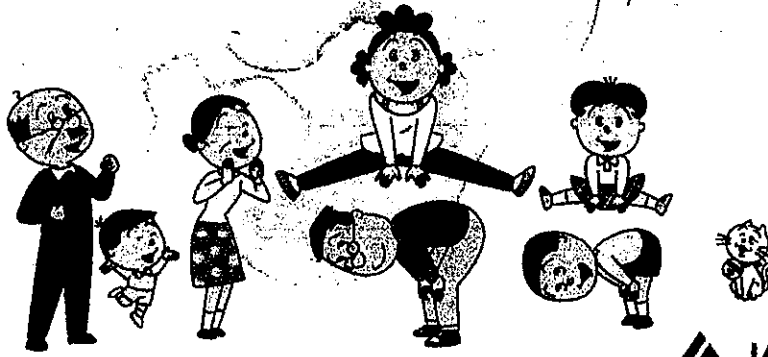
農業委員会組織が発行する農業総合専門紙。各地の農業委員会の活動をはじめ、全国の農業者の実践などを取材、紹介している。週一回の定期刊行物で、資料として購読。

店員番号

口座番号

鈴木 康子 様

総合口座通帳



©長野県信用金庫

JAバンク
JA・信連・信用中金

06-09-30 口座振替	*4,200全国農業新聞	
06-10-21 給与	キタイハ`ラキヲ キユクヨ	*316,900
07-03-28 給与	キタイハ`ラキヲ キユクヨ	*21,105
07-03-31 口座振替	*4,200全国農業新聞	

No.

領収証

2025年 3月 25日

鈴木康子事務所様

金8,400円

会費 月分 2024年4月から2025年3月分
全国商工新聞代として

御協力ありがとうございます。

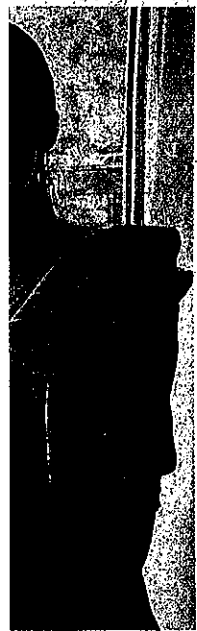
商工新聞および会員にすすめたい方を紹介して下さい。

全国商工団体連合会

日立民主商工会

〒316-0036 日立市鮎川町6-18-7
TEL:0294(37)2160 FAX:0294(37)2317扱
者

「事業者の悩み解決 になります」



北海道オホーツク地方の 自営業の知恵が満載で、参
北見市にあるネイルサロン 考になります」と、北見民
「Luxe」は2023年 商に入会したいきさつを話
4月に開業。オーナーの遊 します。
佐真衣さんは「商工新聞は 東京のネイルサロンに勤

北海道・遊佐 真衣さん
北見民商

「知恵満載の商工新聞」

開業したばかりの若手事業者は、悩みの種が尽きません。「領収書の整理の仕
方は？」「確定申告はどうすれば？」「融資や雇用助成金に挑戦したいが……」。
そんな時、頼りになるのが、全国各地に530以上ある民主商工会(民商)で
す。自分の商売を数字でつかみ、納付すべき税額を自らの申告で確定する自主申
告運動や物価高騰下の経営対策、税金や社会保険料の強権徴収とのたたかいか
ら、お花見や旅行など楽しい交流企画まで、地域に根を張った先輩事業者らが親
身にサポートします。「民商に入って良かった」と語る若い世代の思いを聞きま
した。

めた後、帰郷して独立。店
舗物件を探しつつ、理想の
雰囲気と立地がマッチした
美容院にアプローチし、間
借りして営業していた遊佐
さん。毎週、その美容院に
は商工新聞が届いていまし
た。「事業を始めたばかり
で、苦手な記帳や確定申告

通年雇

青森県

民商ニュースも地域の変化
や情報をつかむ上で必要不
可欠だったと言います。
購読から約半年後、妹の
夫で、同市内で美容院のオ
ーナーを務めている河江賢
作さん(43)に「民商って
知ってますか？」と聞いた

入って 良かった 民商



2025年

3月17日

全国商工団体連合会発行
東京都豊島区目白
2丁目36番13号
郵便番号 171-8575
電話 03(3987)4391
FAX 03(3988)0820

全商連のホームページ
<https://www.zenshoren.or.jp>
全商連のEメール
info@zenshoren.or.jp
全国商工新聞のEメール
hensyu@zenshoren.or.jp

X(旧Twitter)発信中
@zenkokushoukou



今週の紙面から

② 東京北区の夜オリ
212人が出会い楽しむ



- ③ 埼玉 19自治体
- ④ 奈良 レク再開
- ⑤ 兵庫 申告を準
- 次号予定 消費税減税

んと ど、集落のさまざまなルールや慣習を1冊にまとめたもの。地域と移住者のミスマッチを防ぐだけでなく、製作を通じて住民が集落を見つめ直すきっかけにもなっている。

ルールや慣習伝え

自治会費の金額やその徴収方法、役員の決め方、草刈りなど共同作業のスケジュール、葬儀のしきたり……。その集落で暮らし上で必要な情報を思いっくだけ収集し、包み隠さず明文化する「集落の教科書」。中には300項目、1000ページに及ぶものも存在する。教科書づくりを提唱するのは、市民活動の支援

京都・亀岡市 東本梅町 地域見詰め直す契機

人テダス（京都府南丹市）事務局長の田畑昇悟さん。「良いこと自慢をすることが本当に移住者、地域のためになるのか」。そんな疑問がわいた。

集落の教科書が初めて形になったのは2015年。移住者の呼び込みをめざしていた南丹市日吉町の世木地域でつくられた。製作を支援した田畑

弱を提示



五つのイに添える

必要な情報、隠さず明文化

京都・亀岡市 東本梅町 地域見詰め直す契機

広がる「集落の教科書」づくり

るほか、同町自治会のホームページにも掲載している。製作を主導した自治会事務局の藤田理恵さんは「教科書があることで移住者を歓迎する意思表示になると思ったのが製作のきっかけ。移住者の多くは教科書を読んできてくれていて、今のところ転出者はいない」と笑顔をみせる。

教科書ができる以前に移住してきた住民からは「これがあれば移住後の壁にぶつからずに済んだかもしれない」と声をかけられた。「窓の外を見ると人が集まっている

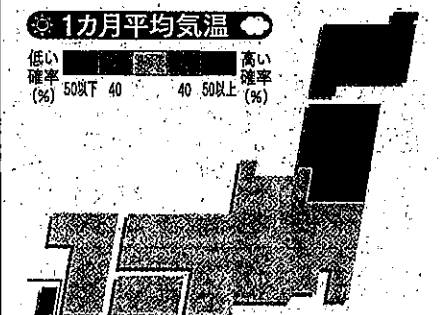
事なのか？」。14年前に同町へ移住した藤田さんも、最初は戸惑うことが多かった。藤田さんは「移住後も役立つのが集落の教科書。町内でも区ごとにルールが違う中で、見やすく整理できるのも良いところ」と話す。



2025年(令和7年) 3月21日 金曜日
月4回金曜日発行

農地を活かし 担い手を応援する
農業委員会ネットワーク機構

発行所 全国農業会議所
〒102-0084 東京都千代田区二番町9の8
中央労働基準協会ビル ☎03-6910-1130
©全国農業会議所2025
ホームページ <https://www.nca.or.jp/shinbun>
お申し込みは、お近くの農業委員会へどうぞ



お天気クイズ
春は晴れていても景色がかすむことがあります。これは高気圧の下降気流によって生じる現象が原因です。一体何でしょうか。
答えは3面欄外右上へ

政 務 活 動 費 支 出 書

支出科目	☒ 研究研修費 ☐ 政務活動旅費 ☐ 資料作成費 ☐ 資料購入費 ☐ 広報費 ☐ 広聴費 ☐ 人件費 ☐ 事務所費	支出 番号	A
支出日	令和 6 年 5 月 21 日	支出金額	¥15,000 円
支出先	自治体研究社		
支出内容	研修会の受講料(第68回市町村議会議員研修会/2024・5・22、24)		
〈領収書等添付欄〉※案内状・パンフレット等支出に伴う書類も添付すること。 ・領収書の添付。 ・研修会の開催案内とレジュメなどの写し。 ・研修内容の報告(鈴木やす子市政報告『北茨城民報』から)。			

☐裏面添付 有

別紙様式2

【研修会参加報告書】

令和 7 年 3 月 30 日

北茨城市議会議長 様

北茨城市議会議員 15番 鈴木 康子

研修会参加報告書

下記のとおり、研修会参加いたしましたので、その結果をご報告いたします。

記

期 間	令和 6 年 5 月 22 日 ・ 24 日
研修先	【ズームでの視聴】
研修項目	・ 公衆衛生の課題について ・ 国民健康保険制度について

報告書は別添のとおり（案内・パンフレット等関係書類を添付すること。）

1 研修の目的

①コロナ禍を経験して、公衆衛生の現状と問題について、②国民健康保険制度を巡る問題についての学習。

2 研修会の講師

- ・伊藤周平(鹿児島大学教授)
- ・自治労連中央執行委員 山本民子(保健師)
- ・神奈川自治労連 神田敏史

3 説明等の内容及び本市に対する考察

・コロナ禍をすぎて、みえてきた公衆衛生の役割と課題を明らかにするとのテーマの研修。ズーム視聴ができるとのことで、受講。

・第1講義の伊藤氏の講義では、コロナ禍前後を通して、国政策の動向と自治体の活動をあわせて、その分析が主な内容。コロナ感染症と、それへの社会の対応や避難対策(感染症対策・福祉避難所など)を含めての概観から始まり、政策の検証を含めての講話で、当市での活動も比較しながら、聞くことができた。

とくに、基本的人権に基づく公衆衛生の役割からみでの現況の問題点の指摘があった。保健所の統合がすすめられた結果、公衆衛生の後退がコロナ禍ではっきりしてきて、その問題点をあぶり出し、あらためて、必要な公衆衛生の問題提起がなされた。

・特別報告として現場の保健師の報告があり、なかなか聴く機会のない貴重なものであった。(別添資料にて、内容の詳細を報告)

・北茨城市には保健所の設置はないが、行政に働く保健師の役割と公衆衛生のあり方が話され、さらに避難の際の留意点など、具体的な提示もあった。

・第2講義の神田氏の講義は、①健康保険制度以前の歴史から現在までの制度の概略、②後期高齢者保険制度について、③2024年の国保制度の見直しについて、が主な3点。

現場の自治体職員としての業務経験をもとに、わかりやすい説明であったことで、改めて、健康保険制度のそもそもから学習することができた。

2024年5月21日

インボイス登録番号：T8-0111-0111-9038

領収証

鈴木康子 様

¥15,000-(税込) うち消費税額 1364 円

消費税 10%対象

但し、第 68 回市町村議会議員研修会 Zoom 開催 (2024/5/22.24) 参加費として
上記正に領収いたしました。

受講者ご氏名：鈴木康子様 受付番号(110)

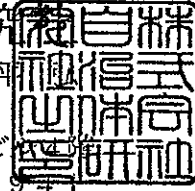
株式会社自治体研究

代表取締役 長平

〒162-8512

東京都新宿区矢来町 123 矢来ビル

電話番号 03-3235-5941



2024.5.22(水)・5.24(金)

第68回 **市町村議会議員研修会** Zoom 開催

「公衆衛生」と「国民健康保険」の2つの政策を学ぶ

議員の方に限らず受講いただけます。

イベントは終了しました。たくさんのご参加ありがとうございました。

[Facebookでシェア](#)

[X \(旧Twitter\) でポスト](#)

[友人にメールで知らせる](#)

概要

■日時

2024年5月22日（水）・24日（金）

■受講料

- ・ 第1講義＝10,000円（個人会員：9,000円）
- ・ 第2講義＝8,000円（個人会員：7,000円）

※ 全2講義受講の場合は、受講料16,000円（個人会員：15,000円）

※ 議員の方に限らず受講いただけます。

※ お申し込みいただいた順に、受講料の振込口座をメールでご案内します。

※ 見逃し視聴あり（配信日から1週間以内）

※ キャンセルの際は、ご入金の有無に関わらず必ずご連絡ください。開催日の8日前からキャンセル料が発生します。

■ テキスト・参考テキスト

第1講義

- ・ 『医療・公衆衛生の法と権利保障』（税込特価2,000円）
- ・ 『コロナ禍からみる日本の社会保障』（税込特価1,900円）

第2講義

- ・ 『医療DXが社会保障を変える』（税込特価1,000円）
- ・ 『マイナンバーカードの「利活用」と自治』（税込特価1,200円）

スケジュール

1日目 2024年5月22日(水)

第1講義

2024年5月22日(水) 13:30～16:00

新型コロナのパンデミックで公衆衛生政策の問題点が明らかとなり、改めて健康増進と保持のための公衆衛生政策の充実・改善が強く求められていますが、政府はさらなる医療費総額の抑制を目的とした医療DXを推し進める現状にあります。

こうした中で、今回の研修では、公衆衛生の意義、コロナ禍を踏まえた公衆衛生政策の方向性、今日の公衆衛生を取り巻く状況と課題、そして基礎自治体が住民の健康増進と保持をはかるための対応を学びます。

■ 講義

公衆衛生の意義、現状と課題



伊藤周平
鹿児島大学教授

■ 特別報告

基礎自治体における住民の健康増進と保持へ向けた実践



山本民子

自治労連中央執行委員・保健師

📖 この講義のテキスト

- ・『医療・公衆衛生の法と権利保障』伊藤周平(著) (税込特価2,000円)
- ・『コロナ禍からみる日本の社会保障』伊藤周平(著) (税込特価1,900円)

2日目 2024年5月24日(金)

第2講義

2024年5月24日(金) 13:30~15:30

基礎自治体が保険者である国民健康保険の財政単位を都道府県化する制度改革が2018年度に実施されて以降、今年度は最大の保険料引き上げとなる自治体が続出しています。

その背景は、保険料水準抑制のための繰入金の廃止や都道府県内での保険料水準統一を求める国の圧力にあります。

国民健康保険の保険者である基礎自治体の議員の方々が、2018年度の制度改革に至る背景、現行制度の概要、現状と課題について学び、今後の対応の方向を共に考える研修とします。

■ 講義

国民健康保険制度の概要と課題



神田敏史

神奈川自治労連執行委員

📖 この講義のテキスト

- ・『医療DXが社会保障を変える』所収
神田敏史「健康医療データプラットフォーム」の構築と自治体」 (税込特価1,000円)
- ・『マイナンバーカードの「利活用」と自治』所収
神田敏史「医療保険者である自治体の役割」 (税込特価1,200円)

お申し込み

2024/5/22

第68回市町村議会議員研修会／第1講義

伊藤周平(鹿児島大学)

◆公衆衛生の意義、現状と課題

1 問題の所在－コロナ禍の「医療崩壊」と「いのちの選別」

2 公衆衛生の意義と法体系

(1)公衆衛生政策の展開

(2)公衆衛生の法体系

3 公衆衛生政策の展開と転換

(1)公衆衛生政策の展開

(2)地域保健法と保健所の削減

(3)公衆衛生政策の転換と変容－感染症対策から生活習慣病予防へ

(4)公衆衛生機能の弱体化

4 新型コロナ・パンデミック対策の検証－公衆衛生の機能不全

(1)検査体制の不備と公衆衛生の機能不全

(2)クラスター対策の破綻

(3)全数把握の見直しと公衆衛生の後退

(4)感染症対策の公的責任の放棄と自己責任の強要

5 新型コロナの感染症法上の5類移行と公衆衛生の後退

(1)新型コロナ感染症の5類移行

(2)5類移行の問題点

6 公衆衛生の課題

(1)公衆衛生と感染症法の課題

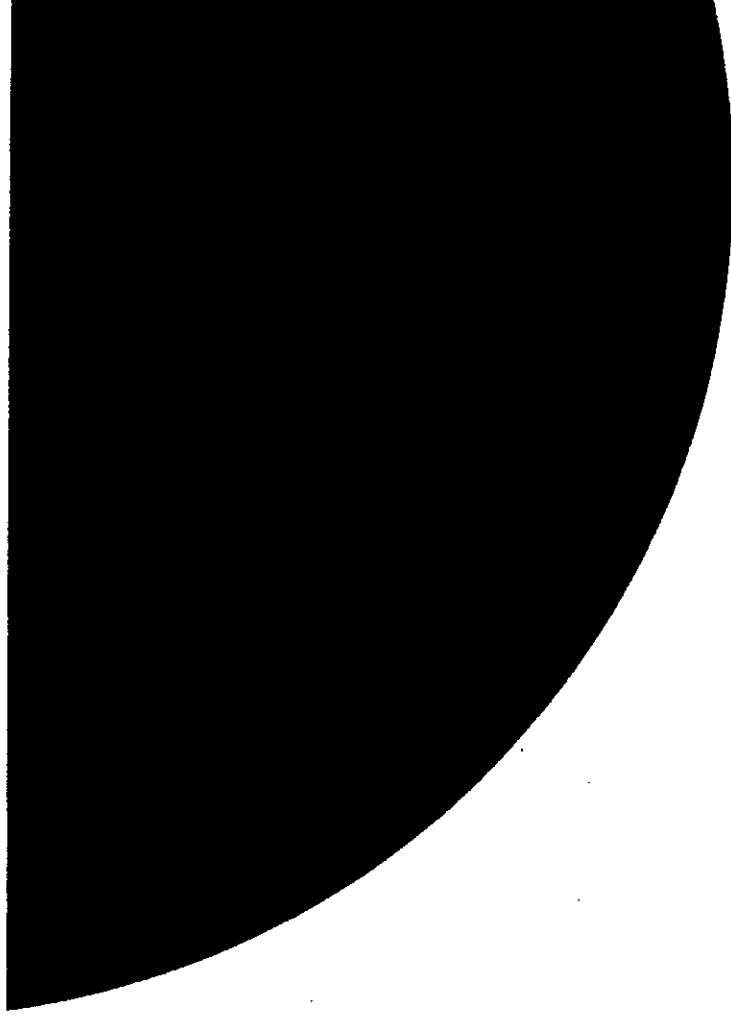
(2)地方自治法改正案と地方議員の役割

基礎自治体における 住民の健康増進と保 持に向けた実践

自治労連中央執行委員（保健師） 山本民子

2024.5.22（水）13:30～16:00

第68回市町村議会議員研修（オンライン）



第68回市町村議会議員研修会 第2講座

国民健康保険制度の概要と課題

～国民皆保険制度を支える国保制度の高い保険料負担水準は変えられるか～

2024年5月24日(金)

神奈川自治労連 神田敏史

 自治体問題研究所

北茨城民報



毎週発行

ご相談は
お気軽に
市議会議員
鈴木やす子
0293-42-2462

あらためて学ぶ保健師さんの仕事

「新型コロナウイルスの健康増進と保健へむいた実践」から



コロナ禍で奮闘した保健師さんの話を聞く機会がありました。講師は、自治労連中央執行委員の山本民子氏。自治体問題研究所が企画した研修会から、大要を紹介します。(文責・鈴木やす子)

○法的根拠

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(憲法25条)

すべての生活面について社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とあります。

そして第13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」(幸福追求権)。

この2点が法的根拠で、担い手は保健師、保健所は第一線の行政機関です。住民のいのちと健康をまもるのが

保健師の使命です。

ところがコロナ禍では、医療を受けた人が受けられなかった状況が生まれました。皆保険なのに、保険証をもっているのに、医師が受診が必要だ、入院の必要があると言っているのに、医療や保健所のひっ迫で、医療にたどり着けなかったのです。

○公衆衛生と保健師

公衆衛生の基本として、まず一次予防は疾病予防と健康増進、二次予防が早期発見と早期治療、三次予防が社会復帰と再発予防の3つに大別されます。自治体では身近な保健所や保健センターなどで、母子保健、精神保健、難病対策、高齢者保健、感染症対策などを扱います。

その中でも「国民健康保険」事業では、健診業務から集まる住民の健康状態の情報を分析することで、地域の健康増進の課題がみえます。さらに統計上必要な

「公衆衛生」の活動の舞台

自治体	多くの保健師の職場
学校保健	養護教諭
産業保健	産業医・産業保健師
環境保健	食品衛生監視員・環境衛生監視員
国際保健	国際環境・熱帯医学

(山本氏の資料から)

「死」小窓が管理され、記載されている死因、疾病の場合はその治療経過、またゼロ歳児から高齢者まで、特に乳幼児のばあいは先天性疾患なのか、虐待などの事件に巻き込まれたのかどうかということもみえてきます。そこから、地域の健康の課題があらわにされ、政策課題や健康づくり計画に反映されていく、それが公衆衛生の原点です。

「後ろ向き研究」といわれますが、なぜ死ななくてはならなかったのか、なぜこの病気にかかったのか、治療の経過などの分析の積み重ねで、原因を追及し、予防の手立てをとる公衆衛生の目的ができてきます。

福祉とのちがいがありません。福祉は「申請主義」です。これに対して保健師の仕事は「住民の声を聴く」のが仕事。訪問して、ある

いは電話応対で、住民の生活の困りごとを聞く。すぐに効果は表れなくても、10年後、20年後に結果が見えてきます。公平性、効率化という物差しで測れないことがとても大きな仕事です。

地域の中で、生きづらさを抱えている人、声を上げづらい人のところに行き、そこにこそ寄り添えるのが保健師です。見えづらいDVや引きこもり、中には発達障害が隠れているばあいもあります。サービスマン提供することが一番ではなく、何を求めているか、住民の生活実態を把握し、生育歴も知ること、予防の手立てや再発防止につなげます。

○「コロナ禍」で

しかし、1994年に保健師法が改定され、地域保健法となりました。保健師の位置づけが代わり、統廃合がすすめられました。ピーク時の半数ほどに減らされ、住民の顔が見えなくなり、平準化した仕事しかできなくなりました。人が減ると

実習の受け入れもむずかしく、保健師志望の学生も減って、募集しても応募がないという悪循環になつていました。そこに、コロナ禍が襲い

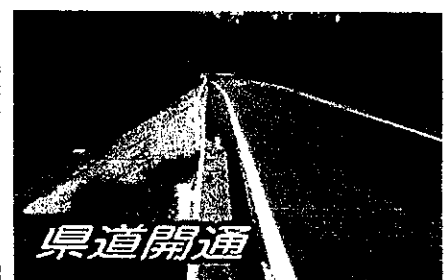
ました。拠点が減らされ、人員が十分に配置されてない中で、コロナ感染症対策を担わされます。3年間はいのちの選別をする毎日で、膨大な確認事項に追われました。

感染症対策の基本は「住民の理解と協力のもと、無症状者を含む感染の早期発見と隔離」ですが、健康観察期間終了後は、入院治療などをきっかけに保健師の手を離れ、患者のその後が把握できなくなり、予防の手立ての検証や予後のフォローができなくなりました。それでも業務に忙殺され、責任感の重圧、住民から不安や不満も直接ぶつけられ、全国の保健師は疲弊してしまい、家族にもその影響は及びました。退職する保健師も増加し、死ぬかやめるかの瀬戸際でした。

奈良県立医科大学の研究では、保健師数が多い自治体ほど、コロナ感染症罹患率が低いという結果が発表されました。そうしたひっ迫した状況の中で、やっと

保健師という存在は、地域住民の暮らしに寄り添う、なくてはならない分野であり人材だと敬意を表してきました。今回、その実例もたくさん聞き、あらためて認識を深めました。

※※



昨年9月の地すべり被害で不通となっていた県道・山根大津港線が開通しました。